

平成 21 年 12 月 2 日

資 料

(資 産 課 税)

資産課税（とりまとめに向けて）

- 相続税については、バブル期における地価の急騰等を踏まえて基礎控除の引上げや小規模宅地等の課税の特例等の拡充が行われ、また、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和が行われてきたが、近年の地価の下落にもかかわらず基礎控除の引下げ等が行われていない結果、相続税の資産再分配機能や財源調達機能が低下している状況。
- 金融資産の増加などの環境の変化も踏まえれば、大幅に緩和されてきた相続税の負担水準を放置することは適当でなく、格差が固定化しない社会の構築等の観点から、課税ベース、税率構造等を見直し、相続税の資産再分配機能等の回復を図るべき。
- その見直しにあたっては、相続税の補完税という性格を踏まえつつ、贈与税のあり方もあわせて検討すべき。
- 見直しの時期については、今後幅広い観点から十分な議論を行い、23年度改正を目指してはどうか。